

平成 18 年 12 年 20 日

作業員の負傷について

平成 18 年 12 月 19 日午後 2 時頃、3・4 号機屋外にあるストームドレン* 処理建屋で弁分解点検作業を実施していた協力企業作業員が、右足首に弁（駆動部）を落下させ負傷しました。このため、業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、右足首関節の挫傷と診断され、約 2 週間の通院加療が必要となりました。

確認の結果、当該作業員は、共同作業員 1 名と分解した弁駆動部を手で持ち運搬していましたが、通路が狭いため後ろ向きで移動していたところ、床上に仮置きしていた工具箱につまずき、バランスを崩して落下させたことがわかりました。

本事象の対応として、当該作業エリアのレイアウトを見直すとともに、弁駆動部などの重量物を移動する際は台車を使用することといたします。本事例については当社および協力企業に周知し、注意喚起いたします。

なお、放射性物質による汚染はありませんでした。

以 上

* ストームドレン

空調機の凝縮水、結露水および点検などで排水される海水などの非放射性の水。